

議第58号

高島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年5月14日

高島市長 福井正明

---

高島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

高島市後期高齢者医療に関する条例（平成20年高島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 広域連合条例附則第7条に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

付 則

この条例は、公布の日から施行する。